

# 教宣 せぶん

## 考察 なぜ和解が入らなかったのか？

ホームページのスケジュール欄を見ればわかるように、財産訴訟については、1月26日第1回和解期日、3月9日最終弁論と記されています。判決が下されるまでに、裁判所による「和解」が行なわれるのです。「裁判」についてはまったくの無知なのでよくわからないのですが、素朴な疑問として、どうして財産訴訟では「和解」が入れられ、「地位確認訴訟」では和解が入れられずに「判決」が下されるのでしょうか？地位確認訴訟も、財産訴訟も、ほぼ同時期に提訴され、同じようにすすめられてきた裁判です。訴訟が煮詰まってきた最終局面におけるこの「違い」にどんな意味があるのでしょうか？

確かに「地位確認訴訟」と「財産訴訟」では、裁判の「規模」が違いました。「地位確認訴訟」の方が原告の数も多いですし、裁判官も3人ついていましたし、行なわれる法廷も大きなものでした。それに対し、「財産訴訟」は、裁判官は一人でしたし、その裁判官が矢継ぎ早に裁く訴訟のなかのひとつとして「財産訴訟」も組み込まれていました。30分前に入廷したら、別件の判決が言い渡されて面食らったこともありましたが、しかし、「日本」を揺るがした裁判が「和解」で解決した例もあるように、裁判所による「和解」が入るかどうかはその「規模」の大小には関係ないようです。そう考えると、裁判の中味に原因があるはずですが、仮説ですが、社会的、法令的にも白・黒を裁判所がハッキリ示さなければならぬ訴訟、公判を通して白・黒がはっきりした訴訟に対しては、裁判所は「和解」を入れないのではないのでしょうか。一方、白黒をハッキリさせることが難しい訴訟、スパッと割り切ることが好ましくないと思われる訴訟に対しては、裁判所は極力、双方による話し合いによる解決を促そうとするのではないのでしょうか。

素人的考察なので的を射ていないかもしれませんが、そう考えると「地位確認訴訟」が裁判所による和解が入らずに判決が下されることに大きな意味があると言えます。裁判所がここで一つの判例を明確に示さないといけないと考えていることになりそうですし、公判を通して白黒がハッキリした訴訟であったという裁判所の意思が働いていることになります。1.12の「地位確認訴訟」の報告集会では、この日の結審を総括した牛久保弁護士は「私たちの訴え通り4月前に判決が出されること、労働問題では珍しい大法廷で判決が言い渡されることに大きな意味がある」と言っていました。和解が入れられずに、4月前に判決が出されることはやはり私たちにとって「大きな意味」があるような気がします。良いムードになってきたことを確信し、しかし気を緩めることなく、「いま」できることをしっかりやってみましょう。